

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 9 月 28 日 (火) 第 247 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 1
- 監 査 委 員 公 表**
- 監査結果の公表 (監査委員事務局取扱い) 2
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 2

告 示

鹿児島県告示第964号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2 第2項の規定により, 次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 3 年 9 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鹿児島市福山町1410番2 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため
(「次の図」は, 省略し, その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第965号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2 第2項の規定により, 次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 3 年 9 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鹿児島市直木町3164番 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため
(「次の図」は, 省略し, その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第966号

南さつま市坊津町秋目769番地 有限会社高根漁業代表取締役宮内一朗及び南さつま市坊津町秋目175番地 立石漁業株式会社代表取締役立石洋一郎からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年9月28日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市秋目区域（南さつま市坊津町秋目の地区）
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業及び雑魚定置漁業

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和3年9月28日

鹿児島県監査委員	地頭所 恵
同	大 藪 豊
同	瀬戸口三郎
同	遠嶋春日児

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第105号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年9月28日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PA海物語3R2スペシャルMB A	株式会社三洋物産	1P0830
回胴式遊技機	Sオニハマ4VSH3	ベルコ株式会社	1S0065
回胴式遊技機	S戦姫絶唱シンフォギア 勇気の 歌NAT	株式会社三共	1S0851
回胴式遊技機	S新世紀エヴァンゲリオン 魂の 共鳴N j R	株式会社ジェイビー	1S0824